

財政健全化法について～健全化判断比率とは？～

法律制定の背景

財政状況が悪化した地方公共団体を再建させるための制度は以前からありました。しかし、この制度には、住民への情報開示や悪化した財政状況の是正に関する規定がありませんでした。そこで、国は新しい制度策定を検討していたところ、平成18年6月に夕張市が財政破綻するという事態となったため、国は当初の予定を前倒して、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(いわゆる財政健全化法)」を公布しました。

財政健全法は、地方公共団体の財政状況を住民によりわかりやすく公表するとともに、悪化した財政状況の早期是正を図り、財政破綻を未然に防止することを目的としています。



法律の主な内容

財政健全化法の主な内容は次の4点です。

地方公共団体は、毎年度終了後、決算に基づいて「**実質赤字比率**」、「**連結実質赤字比率**」、「**実質公債費比率**」、「**将来負担比率**」という4つの健全化判断比率を算定しなければなりません。なお、健全化判断比率は、いずれも**財政状況が悪化すると値が高くなります**。

地方公共団体の長は、算定した健全化判断比率について、その算定資料とともに**監査委員の審査**に付し、監査委員の審査後、**議会に報告し、住民に公表しなければなりません**。

4つの健全化判断比率のうち1つでも財政健全化法に定められている「**早期健全化基準**」を超えた地方公共団体は、「**財政健全化団体**」となり、「**財政健全化計画**」の策定義務が生じ、**地方債の発行(いわゆる借金)が制限され、悪化した財政状況の是正を目指します**。

さらに健全化判断比率のうち1つでも「**財政再生基準**」を超えた地方公共団体は、「**財政再生団体**」となり「**財政再生計画**」の策定義務が生じ、**地方債の発行が原則禁止され、国の強い関与のもとで財政再建を目指します**。

早期健全化基準と財政再生基準てなに？

和光市の財政状況は？

4つの比率は何を示しているの？



健全化判断比率が示すもの

4つの健全化判断比率は、それぞれ算定方法も示すものも同一ではありませんが、地方公共団体の財政状況を示す指標である点では共通しています。つまり、4つの健全化判断比率は、異なった4つの視点から地方公共団体の財政状況を判断しているということになります。各比率の詳細は、次のとおりです。

異なる4つの視点から判断することで、財政状況の悪化をより確実に防止することができます。



実質赤字比率

実質赤字比率とは、その年度における一般会計等^(用語説明)の実質赤字額(総支出額から総収入額を引いたもの)の標準財政規模^(用語説明)に対する割合を示したものです。つまり、実質赤字比率は、“その年度における一般会計等の収支が赤字なのか黒字なのか”を示し、収支が赤字の場合は、“赤字額がその団体の標準的な収入額と比べてどうなのか”ということを示します。

(算定式)

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (一般会計等の総支出額 - 総収入額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

総収入額の方が多額であれば、実質赤字額が生じないため、比率は0となります。



用語説明

一般会計等

地方公共団体の予算には、基本的な行政サービスに係る経費が計上されている一般会計のほかに、介護保険特別会計など特定の事業に係る経費を計上している特別会計という会計があります。特別会計には様々なものがありますが、**収益事業ではない等の一定の要件を満たした特別会計と一般会計を合わせたものを一般会計等**といいます。

標準財政規模

その地方公共団体が1年間で収入できると見込まれる一般財源(使途が限定されない財源)を示したものです。つまり、**地方公共団体の主要な財源である税金等の1年当たりの収入見込額**といえます。税金等の内訳としては、**市町村民税、地方譲与税、普通交付税**などがあります。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、その年度における全会計の実質赤字額(総支出額から総収入額を引いたもの)の標準財政規模に対する割合を示したものです。

つまり、実質赤字比率は、“その年度における全会計の収支が赤字なのか黒字なのか”を示し、収支が赤字の場合は、“赤字額がその団体の標準的な収入額と比べてどうなのか”ということを示します。

(算定式)

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{全会計の実質赤字額 (全会計の総支出額 - 総収入額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$



参考

財政健全化法には、4つの健全化判断比率とは別に公営企業に属する特別会計(水道事業会計など)の赤字状況を示す比率として、「資金不足比率」の算定方法等が規定されています。資金不足比率は、一般会計等における実質赤字比率と同様のもので、その年度における公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合を示したものです。

資金不足額がなければ、資金不足比率は0となります。

(算定式)

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$$

資金不足額:(総支出額 - 総収入額)に(流動負債 - 流動資産)を加えた額

事業規模:営業収益(又はこれに相当する収入) - 受託工事収益(又はこれに相当する収入)

この資金不足比率は、4つの健全化判断比率と同様、監査委員の審査に付し、監査委員の審査後、議会に報告し、住民に公表しなければなりません。

また、資金不足比率が財政健全化法に定められている「経営健全化基準」(実質赤字比率における「早期健全化基準」に相当するもの)を超えた公営企業会計については、「経営健全化計画」の策定義務が生じる点も同様です。

公営企業は、独立採算を原則とした行政サービスであることから、経営状態が悪化している場合は、事業の縮小や料金引き上げなどによって、経営改善を図らなければなりません。そこで、公営企業会計ごとの経営状態を把握するため、資金不足比率が健全化判断比率とは別に規定されています。

実質公債費比率

実質公債費比率とは、その年度における税金などの一般財源から支出した公債費と実質的な公債費 用語説明 の合算額の標準財政規模に対する割合を示したものです。つまり、実質公債費比率は、“その年度における税金などの一般財源のうち借金返済に充てられた額はどの程度であるか”を示し、この比率が高い団体は、税金などの一般財源の多くを借金返済に充てたため、他の行政サービスへ予算を充てることができなかったことを示しています。なお、報告、公表される値は、過去3ヶ年の平均値とされています。

借金返済のために以前から積立しておいた基金(預金)を取り崩して支払った場合などは、ここでいう公債費には含まれません。

(算定式)

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{(\text{公債費} + \text{実質的な公債費}) - \text{普通交付税措置額} \quad \text{用語説明}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置額}} \times 100$$



用語説明

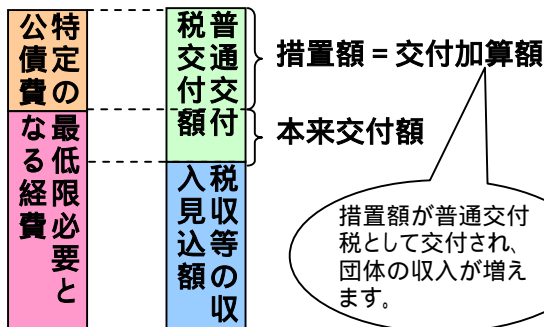
実質的な公債費

公債費とは、地方公共団体自らが銀行等から借入れた借金の返済額ですが、実質的な公債費とは、形式的には公債費にはあたらないものの実質的には借金の返済といえる経費のことです。具体的には、地方公共団体が加入している一部事務組合に負担金を支払い、一部事務組合が受領した負担金を使って一部事務組合の借金を返済している場合などがあります。

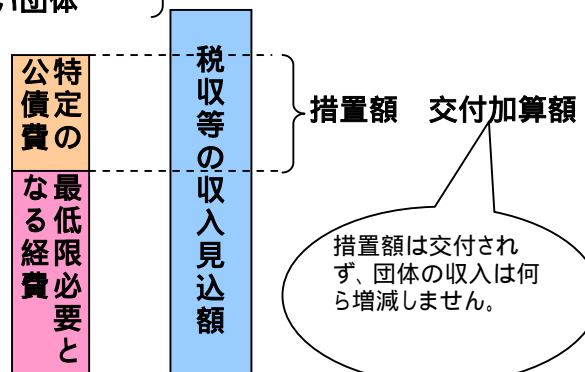
普通交付税措置額

地方公共団体には、その年度に最低限必要となる経費の見込額と税金等の収入見込額の差額に応じて、国から普通交付税が交付されています。そして、地方公共団体が特定の公債費を支出する場合、その支出額が最低限必要となる経費に加算され、これを普通交付税による措置といいいます。この措置により普通交付税が理論上増額交付されるため、措置額を公債費及び標準財政規模から控除することとされています。ただし、措置後の見込額より収入見込額が多額である団体には、普通交付税は交付されず、現実的には何ら影響がないこととなります。

(普通交付税が交付される団体)



(普通交付税が交付されない団体)



将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来返済しなければならない負債(将来負担額 用語説明)の標準財政規模に対する割合を示したものです。

つまり、将来負担比率は、“現在、地方公共団体が負担している債務総額は、1年間に見込まれる
税金等の何倍にあたるか”を示し、この比率が高い団体は、債務超過の状態であるといえます。

これまで説明した3つの比率は、“終了した1年間の財政運営がどうだったか”を把握するものですが、将来負担比率は、“将来の財政運営をどうすべきか”を把握するものであり、この点が他の比率と異なります。



(算定式)

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源} \text{ 用語説明 } - \text{普通交付税措置見込額} \text{ 用語説明 }}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置額}} \times 100$$



用語説明

将来負担額

将来負担額とは、地方公共団体自身の借金残高や当該団体が加入している一部事務組合の借金残高のうち当該団体が負担することになる金額など、**将来支出予定の公債費及び実質的な公債費等の総額**です。

充当可能財源

充当可能財源とは、地方公共団体が積み立てている基金(預金)など**確実に借金の返済に充てる**ことができると見込まれる財源です。充当可能財源があれば、税金等を使って借金返済をする必要がなくなるため、充当可能財源の額が将来負担額から控除されます。

普通交付税措置見込額

普通交付税措置見込額とは、地方公共団体の**将来負担額のうち普通交付税により措置されると見込まれる額**です。理論上、措置見込額は普通交付税として措置されるため、税金等を使って借金返済をする必要がなくなることから、普通交付税措置見込額が将来負担額から控除されます。

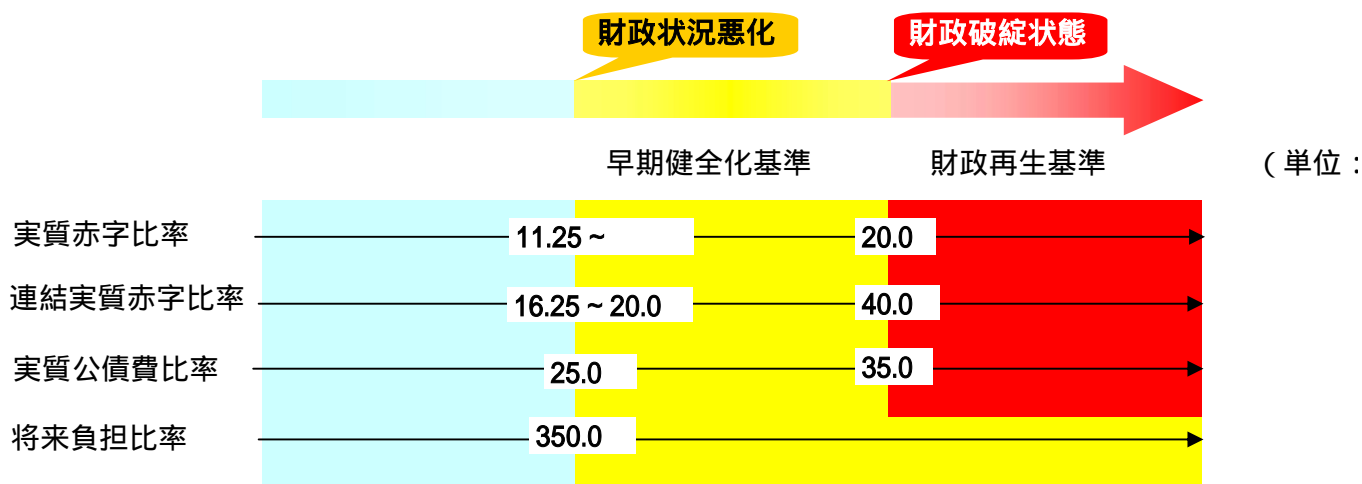
早期健全化基準と財政再生基準

財政健全化法には、早期健全化基準と財政再生基準が定められております。健全化判断比率のうち1つでも「**早期健全化基準**」を超えた地方公共団体は、**財政状況が悪化している「財政健全化団体**」となり、「**財政健全化計画**」を策定し、計画に従って財政状況を改善しなければなりません。いわゆるイエローカードです。

さらに、健全化判断比率のうち1つでも「**財政再生基準**」を超えた地方公共団体は、**財政破綻している「財政再生団体**」となり、「**財政再生計画**」を策定し、国の強い関与の下で計画に従って財政再建しなければなりません。いわゆるレッドカードです。

なお、公営企業の赤字状況を示す「**資金不足比率**」における早期健全化基準に相当するものが「**経営健全化基準**」です。

《市町村における早期健全化基準・財政再生基準》

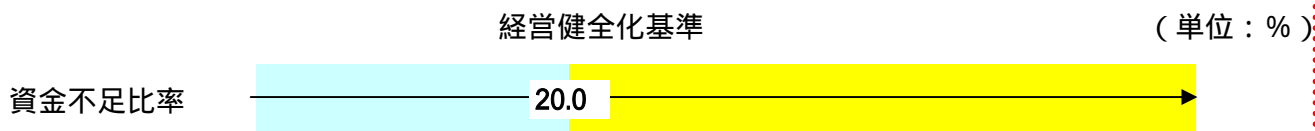


実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて決定されます。また、将来負担比率には、財政再生基準が設定されていません。



参考

《公営企業における経営健全化基準》



この値を超えた公営企業会計については、「**経営健全化計画**」を策定し、計画に従って経営を健全化しなければなりません。